

平成 29 年度タンチョウ保護増殖事業実施結果

平成 30 年 8 月
北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所

1 給餌量調整について

タンチョウの生息地分散に向けて、平成 27 年度から給餌量の調整を実施。平成 29 年度は、環境省で給餌事業を行っている 3 箇所の給餌場（鶴見台給餌場、鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場、阿寒給餌場。以下、三大給餌場。）において環境省委託の全量を平成 26 年度分より約 3 割削減した。

(1) 給餌実績(概要資料 1-1)

平成 29 年度給餌量は、給餌場への飛来数が少なかったこともあり、鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリでは計画していた最大給餌量の約 75%、鶴見台では同 64%、阿寒給餌場では同 49%を給餌した。

平成 29 年度環境省委託給餌量（デントコーンのみの寄付量を含む）

給餌場名称	最大給餌量	実際の給餌量
鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場	5,250kg	3,960kg
鶴見台給餌場	5,250kg	3,370kg
阿寒給餌場	7,740kg	3,800kg
合計	18,240kg	11,130kg

(2) 盗食・感染症対策(概要資料 1-1)

餌の購入量減による経費の余力により、給餌場に入るハクチョウ、シカ等の追い払い事業を実施した。入り込みを十分に抑えることはできなかったが、ハクチョウ、シカともに入り込み日数の割合は、前年度と比較すると 10%程度減少していた。

(3) 三大給餌場におけるカウント(概要資料 1-2)

三大給餌場において、タンチョウの飛来数が 1 日のうち最大と見込まれる時点に飛来数（成鳥、幼鳥）（以下、「日最大飛来数」という。）を毎日記録。日最大飛来数は、平成 29 年度は、特異とみられる平成 27 年度を除けば、三大給餌場全体としては、平成 26 年度及び 28 年度と比較し、減少した。

(4)給餌場別給餌量(概要資料1-3)

平成 29 年度の給餌期間において各給餌場の合計給餌量を合計日最大飛来数で除し、給餌場別のタンチョウへの給餌量を比較検討した。各給餌場の給餌量は 0.3kg/羽前後となり、昨年度の割合や北海道の給餌場(概要資料 1-4)と比較しても、同等程度の状況にあったとみられる。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
鶴居・伊藤タンチョウサシクチュアリ給餌場	0.396kg/羽	0.251kg/羽	0.233kg/羽
鶴見台給餌場	0.298kg/羽	0.206kg/羽	0.374kg/羽
阿寒給餌場	0.988kg/羽	0.415kg/羽	0.360kg/羽

(5)平成 30 年度給餌量調整連絡会議の開催(平成 30 年6月 14 日)

平成 30 年度の給餌量の調整を行うにあたり、関係機関・実施者との意見交換を行った。

2 越冬地分散の進捗確認及び新規越冬地の現状把握

給餌量の調整を行うにあたり、越冬地分散の進捗、新規越冬地の確認のための調査を行った。また、道央・道南での分散候補地の調査と普及啓発を行った。

(1)希少野生動植物種保護増殖事業(タンチョウ)委託業務(越冬分布調査)(概要資料1-5)

タンチョウ越冬分布調査を 12 月 5 日(火)及び 1 月 25 日(木)の 2 回実施した。1 回目の調査では、653 羽、2 回目の調査では 1,137 羽確認された。タンチョウの確認個体数は、前年度 1 月の 1,236 羽より減少し、NPO 法人タンチョウ保護研究グループの総数調査の結果も同様の傾向が見られている。これは、平成 29 年度は給餌場への集中が緩和し、採餌場所が分散し、確認できていない個体もいることが考えられ、減少傾向にあるかは不明である。

(2)新規越冬地等調査業務(概要資料1-6)

平成 27 年度及び 28 年度に行った目撃情報収集業務で収集した情報を地図化し、本情報等を基に新規越冬地を抽出し、環境条件(ねぐら、採餌場等)等を現地調査した。越冬地分散については、全域の状況は把握できていないが、目撃情報や新規越冬地の調査結果などから、これまで確認されている地域の周辺で確認されてきている傾向がうかがえる。

(3) 標本保存管理業務・傷病収容状況(概要資料1-7)

平成 29 年度タンチョウ傷病個体収容結果(死体を含む)は、37 件と過去最多となっているが、うち栄養不良・衰弱個体は 2 件で、全て給餌期間外(4 月～10 月)であった。また、給餌場周辺の巡回においても、衰弱個体等は認められなかった(鶴見台の 1 月の巡視において電線衝突 1 羽を確認)。

(4) 4種(タンチョウ、シマフクロウ、オジロワシ、オオワシ)合同による生息地環境整備(概要資料1-8)

根釧地域における、シマフクロウを中心とした 4 種の生息環境整備に関する事業を実施。事業を実施する上で、タンチョウの生息地についても検討した。

(5) タンチョウ生息地分散基礎調査(概要資料1-9)

道央・道南地域へのタンチョウの自然分散に向けて、道南地域における生息適地について、将来的な分散候補地としての可能性、保全・再生方策検討のための基礎調査を実施するとともに、道央地域の飛来地において、タンチョウ受入れ体制を構築するための普及啓発等を実施した。

3 農業被害対策

給餌量の調整を行うにあたり、農業・酪農業への被害拡大が懸念されることから、タンチョウによる農業被害の実態把握調査と具体的な対策工の試行を行った。

(1) 給餌場周辺でのタンチョウ生息情報と農業被害の聞き取り(概要資料1-10)

三大給餌場周辺での巡回と、周辺農家・酪農家へのヒアリングを実施し、給餌場周辺の農家へのタンチョウの飛来状況、農業被害の把握を行った。農業被害については、ヒアリングの結果などから、これまで同様に被害が認められている農家や、今後の懸念はあるものの、著しく増加したとの報告は得られていない。

(2) 農業被害対策手法検討業務(概要資料1-11)

タンチョウの恒常的な利用が確認されている鶴居村の農場において、牛舎への侵入防止対策としての対策工を検討した。協力農家の希望等を勘案し、最終的に(1)黒テグスを用いた侵入防止対策、(2)ドローンを用いた追い払いを実施した。黒テグスは設置場所の条件等にもより、今回は効果を確認できなかった。ドローンは追い払いの効果は高かったものの、実施を終了するとタンチョウが戻ってきてしまうため、単発ではなく継続的に実施して

いくことが重要と考えられた。

平成 30 年度タンチョウ保護増殖事業実施計画

平成 30 年 8 月

北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所

1 給餌量調整について

(1) 三大給餌場における給餌量

タンチョウの生息地分散に向けて、平成 30 年度も給餌量の調整を予定通り実施。環境省で給餌事業を行っている 3 箇所の給餌場（鶴見台給餌場、鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場、阿寒給餌場）において、合計の最大給餌量を平成 26 年度より約 4 割削減し、1 袋 30kg 計算に直した 15,630kg とする。また、今後、平成 26 年度比 5 割削減まで進めた場合の最大給餌量も合わせて表 1 に記す。

表 1. 三大給餌場における最大給餌量

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
鶴居・伊藤 タンチョウサンクチュアリ 給餌場	7,500kg	7,020kg	6,000kg	5,250kg	4,500kg	3,750kg
鶴見台給餌場	7,500kg	7,020kg	6,000kg	5,250kg	4,500kg	3,750kg
阿寒給餌場	11,040kg	9,300kg	8,820kg	7,740kg	6,630kg	5,520kg
合計	26,040kg	23,340kg	20,820kg	18,240kg	15,630kg	13,020kg

表 2. 三大給餌場における実際の給餌量

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
鶴居・伊藤 タンチョウサンクチュアリ 給餌場	—	2,770kg	5,249kg	3,960kg		
鶴見台給餌場	—	3,480kg	3,360kg	3,370kg		
阿寒給餌場	—	9,300kg	8,820kg	3,800kg		
実際の 給餌量	—	15,550kg	17,429kg	11,130kg		

給餌に要するデントコーンは給餌事業により購入することを基本とし、その他、鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリにて見込まれる寄付も期待する。可能な限り、余剰が生じないように購入する。ただし、デントコーンの 1 袋あたりの単価が急騰した際に、他の取組に関する予算が減ることも今後の課題である。

(2) 盗食・感染症対策

本事業の総事業費は平成 29 年度比で同程度を確保し、餌の購入量減による経費の余力により、給餌場に入るハクチョウ、シカ等の追い払い事業を実施する。

(3) 三大給餌場におけるカウント

三大給餌場におけるカウントについて、例年通り実施予定。

(4) 1日分の給餌量調整

必要最小限以上の餌を給餌した場合、ハクチョウ、シカ等による盗食を誘引するおそれがある。このため、給餌量が必要最小限となるように給餌人と意見交換を実施し、給餌量調整に反映させる。給餌の具体的手法については、各給餌場別に関係者と話し合い、検討していく。

一日最大給餌量の設定は、三大給餌場において、日最大飛来数に応じて 1 羽あたり約 0.3kg を共通の基準とし、各給餌場別に関係者と話し合い検討していく。

(5) 五大給餌場からみた調整

環境省における三大給餌場の給餌量調整を図る一方で、北海道が実施している給餌場での給餌についても状況を把握し、給餌によるタンチョウへの影響が局所的に集中しないよう調整を図る。

特に北海道が実施している給餌場の中でも飛来数の多い中茶安別及び音別の給餌場においては、上記と同様の手法・考え方で取組を実施できないかを北海道と調整していく。

なお、中茶安別及び音別以外の北海道が実施している給餌場では、タンチョウ一ないし数家族に対する給餌を行っている箇所であることから、本取組には当面含めないこととする。

2 越冬地分散の進捗確認及び新規越冬地の現状把握

(1) 希少野生動植物種保護増殖事業(タンチョウ)委託業務(越冬分布調査)

タンチョウの大まかな越冬分布・規模を把握して、生息地分散に供することを目的にタンチョウ越冬分布調査を 2 回に分けて実施する。将来的に分布状況を正確かつ効率的に把握できるよう、手法の検討を行う。

(2) 新規越冬地確認

平成 27 年度及び平成 28 年度に実施した目撃情報収集業務の取りまとめ結果、平成 29 年度に実施した新規越冬地調査等の結果を踏まえ、拡大、分散が

認められる地域に集中して目撃情報収集を行うとともに、これまでの新規越冬地、分散地の把握及び環境条件の調査結果等から越冬適地の解析手法について検討を行う。

(3) 個体の状態把握

傷病個体保護収容事業の一環として、釧路市動物園による剖検を引き続き実施。

(4) 4種(タンチョウ、シマフクロウ、オジロワシ、オオワシ) 合同による生息地環境整備

根釧地域における、シマフクロウを中心とした4種の生息環境整備に関する事業を実施。事業を実施する上で、タンチョウの生息地についても検討していく。

(5) 生息地分散に向けた普及啓発

今後の生息地分散・拡大が期待される道央地域等においてタンチョウとの共存が地域振興に繋がるように社会的受入れ体制の構築に資する普及啓発事業を行う。

3 農業被害対策

平成29年度の農業被害対策等検討業務結果をもとに、引き続き農家の自衛手段としての手法の検討を行う。また、農家や地方自治体に配布を目的とした、普及啓発資料を作成予定。

4 次期計画の検討

- ・ これまでの取組結果を踏まえ、平成32年までにタンチョウ生息地分散行動計画を改定
- ・ 骨子案（資料10）